

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月29日
【会社名】	株式会社ピクルスコーポレーション
【英訳名】	PICKLES CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮本 雅弘
【本店の所在の場所】	埼玉県所沢市くすのき台3丁目18番地の3
【電話番号】	04(2998)7771(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務部長 三品 徹
【最寄りの連絡場所】	埼玉県所沢市くすのき台3丁目18番地の3
【電話番号】	04(2998)7771(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務部長 三品 徹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 140,564,600円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成28年11月18日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通 株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	105,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成28年11月29日(火)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、平成28年11月29日(火)開催の取締役会において決議された第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、本募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘であります。

3 本募集とは別に、平成28年11月29日(火)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式700,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)を予定しておりますが、その需要状況等を勘案し、105,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主である荻野芳朗(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式(以下「借入株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、S M B C日興証券株式会社が割当先として行う第三者割当による自己株式の処分(以下「本第三者割当による自己株式の処分」という。)であります。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成28年12月21日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数が減少する場合、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当による自己株式の処分の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成28年12月7日(水)から平成28年12月12日(月)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社は本第三者割当による自己株式の処分に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当による自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	105,000株	140,564,600	
一般募集			
計(総発行株式)	105,000株	140,564,600	

(注)1 前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連してSMB C日興証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		SMB C日興証券株式会社	
割当株数		105,000株	
払込金額		140,564,600円	
割当予定先の内容	所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の役職氏名	取締役社長 清水 喜彦	
	資本の額	100億円	
	事業の内容	金融商品取引業等	
	大株主	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成28年10月31日現在)	
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成28年10月31日現在)	2,600株
	取引関係	一般募集の主幹事会社	
	人的関係		
当該株券の保有に関する事項			

- 前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、処分株式数が減少する場合、又は処分そのものが全く行われない場合があります。
- 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 発行価額の総額及び払込金額は、平成28年11月18日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1	(注)2	100株	平成28年12月26日(月)	該当事項はありません	平成28年12月27日(火)

- (注)1 発行価格は、発行価格等決定日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額とします。
- 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
  - 全株式をSMB C日興証券株式会社へ割当て、一般募集は行いません。
  - 上記株式を割当てた者から申込みの行われなかった株式については失権となります。
  - 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをするものとし、払込期日に後記払込取扱場所に発行価格を払込むものとします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ピックルスコーポレーション 総務部	埼玉県所沢市くすのき台3丁目18番地の3

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社埼玉りそな銀行 所沢支店	埼玉県所沢市御幸町1番16号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
140,564,600	600,000	139,964,600

(注)1 新規発行による手取金は自己株式の処分による手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、処分株式数が減少する場合、又は処分そのものが全く行われない場合、上記金額は、変更されることとなります。

4 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成28年11月18日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限139,964,600円(本第三者割当による自己株式の処分における申込みがすべて行われた場合の見込額)については、本第三者割当による自己株式の処分と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額930,603,000円と合わせて、手取概算額合計上限1,070,567,600円については、平成30年2月末までに849,000,000円を九州地区における新工場設立のための設備投資資金に、平成29年11月末までに221,567,600円を生産能力の向上及び生産設備の改修のための設備投資資金に充当し、残額が生じた場合は平成30年2月末までに金融機関からの借入金返済の一部に充当する予定であります。

また、上記手取金は、実際の充当時期までは銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

なお、当社の設備投資計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第40期事業年度）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画（1）重要な設備の新設」は、本有価証券届出書提出日（平成28年11月29日）現在、以下のとおりとなっています。

#### （1）重要な設備の新設

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額 （百万円）		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
			総額	既支払額		着手	完了	
九州工場	佐賀県 三養基郡 みやき町	生産設備 （建屋、生産機械）	850	-	自己資金及び 自己株式処分資金	平成29年 3月	平成29年 12月	日産5万 バック
千葉工場	千葉県 八街市	生産設備 （増床）	190	-	自己資金及び 自己株式処分資金	平成28年 12月	平成29年 4月	日産2万 バック増加
宮城 ファクトリー	宮城県 加美郡 加美町	生産設備 （増床、排水処理施設）	270	-	自己資金及び 自己株式処分資金	平成29年 3月	平成29年 9月	日産2万 バック増加
中京工場	愛知県 瀬戸市	生産設備 （増床）	200	-	自己資金及び 自己株式処分資金	平成29年 3月	平成29年 9月	日産2万 バック増加
福島工場	福島県 本宮市	生産設備 （増床）	50	-	自己資金及び 自己株式処分資金	平成29年 3月	平成29年 5月	保管スペース 拡大
湘南 ファクトリー	神奈川県 平塚市	生産設備 （排水処理施設）	35	-	自己資金及び 自己株式処分資金	平成29年 4月	平成29年 7月	50t / 日 処理能力増加
大宮 ファクトリー	埼玉県 北足立郡 伊奈町	生産設備 （設備改修）	15	-	自己資金及び 自己株式処分資金	平成28年 11月	平成29年 1月	-

（注）1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 関西地区の新工場建設計画は平成30年2月期に向け引き続き進行中ではありますが、本調達資金の資金用途には含まれておりません。

### 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第40期事業年度）の提出日（平成28年5月26日）以後、本有価証券届出書提出日（平成28年11月29日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

#### 1（平成28年5月30日提出の臨時報告書）

平成28年5月26日の当社第40回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### （1）株主総会が開催された年月日

平成28年5月26日

#### （2）決議事項の内容

##### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### イ 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円 総額85,620,262円

##### ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年5月27日

##### 第2号議案 定款一部変更の件

## 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、松野昭及び大坂敏晴の2氏を選任する。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）	
					可決	賛成割合
第1号議案	38,063	102	0	（注）1	可決	98.01
第2号議案	38,155	10	0	（注）2	可決	98.24
第3号議案						
松野 昭	37,384	781	0	（注）3	可決	96.26
大坂 敏晴	37,390	775	0	（注）3	可決	96.27

（注）1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 2（平成28年9月29日提出の臨時報告書）

当社の子会社である株式会社フードレーベルホールディングスは、平成28年9月29日開催の取締役会において、株式会社フードレーベルを存続会社とし、株式会社フードレーベルホールディングスを消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。これにより、当社の特定子会社の異動が発生するため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称：株式会社フードレーベルホールディングス

住所：東京都台東区東上野一丁目7番15号

代表者の氏名：代表取締役社長 岡田 修吾

資本金の額：90百万円

事業の内容：グループ会社の管理・運営

## (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 230,000個

異動後 - 個（吸収合併により消滅）

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前 100.00%

異動後 - %（吸収合併により消滅）

## (3) 当該異動の理由及びその年月日

## 当該異動の理由

当社の特定子会社である株式会社フードレーベルホールディングスは、平成28年12月1日を効力発生日として、当社の子会社である株式会社フードレーベルに吸収合併されることにより、消滅いたします。これにより、株式会社フードレーベルホールディングスは、当社の特定子会社に該当しないこととなります。

## 当該異動の年月日（予定）

平成28年12月1日（吸収合併の効力発生日）

## 3 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第40期事業年度）及び四半期報告書（第41期事業年度第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年11月29日）までの間において変更及び追加すべき事項は生じておりません。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日（平成28年11月29日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たな将来に関する事項もありません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第40期)	自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日	平成28年5月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第41期第2四半期)	自 平成28年6月1日 至 平成28年8月31日	平成28年10月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】**

該当事項はありません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年5月26日

株式会社 ピックルスコーポレーション

取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 村 浩 太 郎 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 千 保 有 之 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 新 藤 弘 一 印

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピックルスコーポレーションの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピックルスコーポレーション及び連結子会社の平成28年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年3月7日に株式会社フードレーベルホールディングスの全株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ピックルスコーポレーションの平成28年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ピックルスコーポレーションが平成28年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月26日

株式会社 ピックルスコーポレーション

取締役 会 御中

監査法人 日本橋事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 村 浩 太 郎 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 千 保 有 之 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 新 藤 弘 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピックルスコーポレーションの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピックルスコーポレーションの平成28年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**強調事項**

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年3月7日に株式会社フードレーベルホールディングスの全株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年10月14日

株式会社ピクルスコーポレーション

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森 岡 健 二 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山 村 浩 太 郎 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 千 保 有 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクルスコーポレーションの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成28年6月1日から平成28年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年3月1日から平成28年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

**四半期連結財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

**監査人の結論**

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ピクルスコーポレーション及び連結子会社の平成28年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。